明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（**総務**八七）　一

〔告　示〕

○管理規程の細目を定める件の一部を改正する件（**総務**二六五）　一

○東経百四十四度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（**同**二六六）　二

○除籍の一部が滅失した件（**法務**二九九）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**三〇〇）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一七五七～一七六四）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一七六五～一七七〇）　四

○令和七年産の茶に適用する単位当たり共済金額の範囲を定める件（**同**一七七一）　五

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（**国土交通**一一七六）　六

○浄化槽の型式を認定した件（**近畿地方整備局**一〇三）　六

〔国会事項〕

官庁事項　六

〔人事異動〕

内閣　内閣府　六

〔官庁報告〕

北海道開発局公示（北海道開発局）　七

〔公　告〕

諸事項　八

官庁

社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二九

会社その他

省令

総務省令第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の四十九第二項第三号の規定に基づき、地方自治法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二十六日

総務大臣　松本　剛明

地方自治法施行規則の一部を改正する省令

地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
第二十二条の五の二　地方自治法第二百六十条の四十九第二項第三号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　目的 二　名称 三　主としてその活動を行う区域 四　主たる事務所の所在地 五　構成員の資格に関する事項 六　代表者に関する事項 七　会議に関する事項 八　会計に関する事項	［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和六年法律第六十五号）の施行の日から施行する。